

那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、飼い犬及び飼い猫の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害及び迷惑の防止を図るとともに、動物の愛護及び管理についての意識の高揚を図るため、那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、那須町補助金等の交付に関する規則(平成21年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 避妊手術 生殖能力を永久に喪失させるための卵巣摘出手術又は卵巣子宮摘出手術をいう。

(2) 去勢手術 生殖能力を永久に喪失させるための睾丸の摘出手術をいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の交付の対象は、次の各号の全てに該当する場合とする。

(1) 飼い犬又は飼い猫の所有者(以下「所有者」という。)が、町内に住民票を有する。

(2) 販売を目的としない飼い犬及び飼い猫であること。

(3) 飼い犬の場合は、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく登録をし、かつ、補助対象年度に予防注射を受けていること。

(4) 所有者の同一世帯において町税等の滞納がないこと。

(5) 獣医師法(昭和24年法律第186号)に基づく免許を有する獣医師(以下「獣医師」という。)の避妊又は去勢手術を受けていること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、1頭について、それぞれ該当各号に定める額とする。

(1) 避妊手術を受けた場合

犬 5,000円

猫 4,000円

(2) 去勢手術を受けた場合

犬 4,000円

猫 3,000円

2 手術に要した費用が前項に定める補助金の額に満たないときは、その額をもって限度とする。

3 補助金の交付は、種別を問わず1会計年度において1世帯につき2頭までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、手術日から60日以内に那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 避妊手術又は去勢手術を行った獣医師が発行した当該手術費用に係る領収書
- (2) その他町長が必要と認めるもの

2 申請者は、所有者とする。ただし、所有者が未成年の場合は、その法定代理人が申請者となるものとする。

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは、那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、速やかに那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金交付請求書(様式第4号)により、補助金を請求するものとする。

(実績報告書の省略)

第8条 この補助金については、規則第11条ただし書きの規定により実績報告書の提出を省略することができる。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から適用する。

様式第1号(第5条関係)

那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金不交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

那須町飼い犬及び飼い猫の避妊及び去勢手術費補助金交付請求書

[別紙参照]